

宇佐市地域交通燃料価格高騰対策事業補助金交付要綱

令和5年8月8日
宇佐市告示第239号

(目的)

第1条 この要綱は、本市の社会経済活動における地域公共交通の必要性に鑑み、その安定的な運行を確保するため、新型コロナウイルス感染症及び燃料高騰の影響を受ける公共交通機関の事業者に対し、予算の範囲内で地域公共交通の事業の用に供する燃料に係る費用の一部を補助することについて、宇佐市補助金等交付規則（平成17年宇佐市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に定める者とする。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業で許可基準を充足しているものに限る。）で、宇佐市内の移動に資する事業を行うもの
- (2) タクシー事業者 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）を営む者で、宇佐市内に事業所を有するもの

(補助金の額)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費、補助率等は別表に定めるものとする。

(交付申請、実績報告及び請求)

第4条 規則第5条の規定による申請及び規則第10条の規定による報告は、宇佐市地域交通燃料価格高騰対策事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書兼収支予算書兼精算書兼事業実績書（様式第2号）
- (2) 燃料の購入量等が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請書を提出するにあたって、補助事業者について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該

補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）を行う場合は、補助事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業事故報告書（様式第4号）を市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 前条第2項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第4条第1項の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (6) 前条第2項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第5号）によりその金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (7) 補助事業者は、暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。
- (8) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

2 市長の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

- (1) 事業量の20パーセント以内の減少
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減
- (3) その他補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（場所、構造、規模及び実施手法を変更する場合を除く。）

(補助金の交付決定の通知)

第6条 市長は、第4条による申請書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金を交付するものとする。

る。

2 前項の規定による補助金の交付決定の通知は、補助事業者が指定した口座への入金をもって行ったものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付決定を受けた日から30日以内とする。

(状況報告)

第8条 市長は、必要に応じ、補助事業者に対し、事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、精算払いの方法により交付するものとする。

(補助金の額の確定通知)

第10条 補助金の額の確定通知は、補助事業者が指定した口座への入金をもって行ったものとする。

(書類の提出部数)

第11条 規則及びこの要領の規定により補助事業者が市長に提出する書類の部数は1部とし、その様式は、この要綱に定めのあるもののほか、別に市長が定めるものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- (3) 補助金交付申請書等に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 補助対象事業を中止又は廃止したとき。

(補助金の経理等)

第13条 補助事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和6年3月31日限り失効する。
(失効後の経過措置)
- 3 補助事業者に係る第12条及び第13条の規定は、この告示の失効の日以後も、
なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

| 燃料の種別 | 補助対象期間 | 補助対象経費 | 補助対象の基準 | 補助率 | |
|-------|--------------------------------------|----------------------------|---|----------------|----------|
| | | | | 補助対象の基準ア | 補助対象の基準イ |
| ガソリン | 令和5年4月1日～令和5年9月30日 ただし、「大分県地域公共交通 | 県内月平均ガソリン価格と県内平均ガソリン価格との差額 | 第2条に規定する事業者が補助対象期間に使用する燃料のうち、次のア、イのいずれかに適合するもの。 | 4分の1以内（上限6円/L） | 上限26円/L |
| 軽油 | 通燃料高騰緊急支援事業費補助金」の補助対象期間が | 県内月平均軽油価格と県内平均軽油価格との差額 | ア 一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の用に供した燃料であり、かつ | 4分の1以内（上限6円/L） | 上限26円/L |
| LPガス | 延長された場合は、当該期間に準じた期間とする。 | LPガス基準価格と県内平均LPガス価格との差額 | イ 一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の用に供した燃料であり、かつ市からの委託による運行の用に供していない燃料。 イ 一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の用に供した燃料であり、かつ市からの委託による運行の用に供した燃料。 | 4分の1以内（上限1円/L） | 上限11円/L |

1. 県内平均ガソリン価格は、石油製品価格調査（資源エネルギー庁）による、平成30年12月～令和3年11月までの平均価格（152.7円/L）とする。
2. 県内平均軽油価格は、石油製品価格調査（資源エネルギー庁）による、平成30年12月～令和3年11月までの平均価格（130.2円/L）とする。
3. 県内平均LPガス価格は、オートガス市況調査（石油情報センター）による、平成31年1月～令和3年11月までの平均価格（82.2円/L）とする。